申請のお知らせ「限度額適用・国民健康保険

用保

• 険

準限

負度

担額

額適

減用

認定

定証

証品

そんにちは、民生委員·児童委員です!

### 平成29年8月から高額療養費の上限額が変わります

(国民健康保険加入の70歳以上の方および後期高齢者医療制度の被保険者)

高額療養費とは、同じ月内に医療機関窓口で支払った医療費の合計額について、決められた上限額を 超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は個人または世帯の所得に応じて決まってい ます。この上限額が平成29年8月から下表のように変わります。

平成 29 年 7 月まで				平成 29 年 8 月から	
適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円 以上の方	44,400 円	80,100円+(医療費-267,000円) ×1% 〈多数回44,400円(※1)〉	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円) ×1% 〈多数回44,400円(※1)〉
一般	課税所得 145万円 未満の方 (※ <b>2</b> )	12,000 円	44,400円	14,000円 年間上限 144,000円	57,600円 〈多数回44,400円(※1)〉
住民税非課税	Ⅱ住民税 非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	住民税 非課税世帯		15,000円		15,000円

- 過去 12 か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合なども含みます。
- ●高額療養費支給対象者には「高額療養費の支給申請について(お知らせ)」をお送りしますので、窓口で申請してください。
- ●診療月の翌月1日から2年を過ぎると申請できません。
- ●後期高齢者医療については、一度申請いただくと次回から振込先口座に自動的に振り込みます。

問い合わせ

住民課 国保医療係 ☎934-2241・福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎651-3111

## 平成 29 年 10 月から医療療養病床に入院している方 の光熱水費の負担が変わります

(国民健康保険加入の 65 歳以上の方 および 後期高齢者医療制度の被保険者)

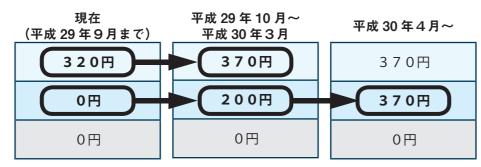
平成 29 年 10 月から、医療療養病床に入院している 65 歳以上の皆さまの光熱水費の負担額を下表の ように見直します。ただし、指定難病の方・老齢福祉年金受給者については、引き続き負担はありません。

#### 【1日当たりの光熱水費負担額】

医療療養病床に入院している 65歳以上の方

(年金収入80万円 以下など)

- 医療の必要性の**低い**方
- ・医療の必要性の<u>高い</u>方 (指定難病の方以外)
  - 指定難病の方
  - 老齢福祉年金受給者



問い合わせ

住民課 国保医療係 ☎ 934-2241 • 福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎ 651-3111

願

**宇美町土木組合さま**に 一本松公園バンガロー付 一本松公園バンガロー付 があり、テント張りやバー があり、テント張りやバー があり、テント張りやバー でキューをするのに不便で したが、6月19日(月)に 石を並べて平坦なスペース を数か所作っていただきま した。 ま、どうもありがとうござ

載の負

さ収担

【必要なもの】 、世帯主および申請者国民健康保険被保険証

# - が確認できるも上および申請者のマ マ印 問い合わせ

の、身分を証明できるものイナンバーが確認できる

ま

2

も と う も ・

あ

りがとうご

②70~74歳で住民税の 歳で住民税非課税の方

#### における。 におりる。 にもなり。 医療や高温を保険加温 なる。 額な ・郵下日 給 て 中 ・ 送 し に 者 証 こ 70 美 エ 3 に で 上 新 る 「 『 」 合 る負担割合をご確 したら差替えをお 決は、月 知らせ 足しま 平成降 す 28 の 。年一 中部

帯の方の申請の場合) 帯の方で、過去に91日以 予にがある場合のみ)、 予にがある場合のみ)、 で、過去に91日以 がの方のので、過去に91日以 がある場合のみ)、 がの方の申請の場合)

標 課 税

9ると、窓口における医負担額減額認定証」)を世帯の方は「限度額適用・

を

る医

度額

適

帯の方は「限別用認定証」

な医療を受ける際に、「限医療機関に入院する際や高

方は入院時の食事代も減額さります。住民税非課税世帯の療費負担額が限度額までにな

れ方

れます。

高額医療を受けられからの適用となりな

保

の齢

委員協議会 文責 宇美E

認定証は申請

窓速口や

た に住民課国保医ない。 に住民課国保医ない。 にお持ちの方で、 にお持ちの方で、 き続きる。

在

原田小校区部会町民生委員・児童



◎原田小校区部会紹介
▼毎年5月は、児童福祉週間です。宇美町民生委員・問です。宇美町民生委員・ 学校区それぞれの地域において児童の下校時の見守り 活動を実施しました。 対の方々と連携をとりながら、共に見守り活動を実施しました。 大に見守り活動を続けていきたいと思います。▼ です。宇美町民生委員・ でいきたいと思います。▼ でも、今後も地 では、今後も地 では、今後も地 では、大に見守り活動を続けているによがら元気をもらい、民生 では、大に見守り活動を続けている児童にとって危

原田小学校児童の下校時見守りの様子

糟屋地区広報合同企画

## 家族で楽しい 一本松公園(昭和の森)バンガロー

**2**3

建設・都市計画課 公園緑地係 **☎**934-3006 ホームページ http://www.town.umi.lg.jp/

本松公園

L

て い

ただ



ボランティアで整備していただきました

だされた。 くが申り

时 30月 分28 16 か、お問 いし込み方 いし込み方 時 30 分

公園 本町 松公園の パイン パイン 水公園 (昭和 内美ンの (字正楽) **(字正楽)** 

本松

を記しています。 松 公園 田 の方が訪れます。 松 公園 田 の方が訪れます。 間を通し、たくさんで行うだり、テレビも照明もあり、テレビも照明もあり、テレビも照明もあり、テレビも照明もあり、テレビも照明もあり、テレビも照明もあり、テレビも照明もあり、テレビも照明もあり、テレビも解明を通過し、たくさんが、自然を通りにないがいる。ます。 はます。 はます。 はます。 はます。 はいます。 はいまする。 はいます。 はいまます。 はいまます。 はいまます。 はいます。 はいまます。 はいます。 はいまます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいまます。 はいまままます。 はいまます。 はいまます。 はいままままます。 はいまままます。 はいまままま 出注が期でり出グ

家族たいむ この企画は、糟屋地区各市町の広報担当者が

ることを目的として行なっています。

、行夏方を然公宇 , 水で公う季が通が園美 園がは訪し、地は四日では、大大大学の園がはあり、大大大学の園がはまれている。 で遊にべ自またで季あ 賑び流キ然すくき折る わにれュの。さ、々一 い多る1中特ん年の本

広報うみ (平成29年7月号)